

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月30日提出

那覇市・南風原町環境施設組合

管 理 者 知 念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 2 月 17 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 7 日

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 寛

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 南風原町在住 |
| | 賠 償 額 | 73,000 円 |